

情報提供

那医発第 580 号
令和 6 年 2 月 13 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和6年度介護報酬改定に関する諮問・答申について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1592 号 F

令和 6 年 2 月 7 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波淳子



令和6年度介護報酬改定に関する諮問・答申について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

今般、厚生労働省ホームページにおいて、本年1月15日に開催された第238回分科会にて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について、また1月22日に開催された第239回分科会にて各介護サービスの報酬算定基準等について、それぞれ、諮問・答申を含む各回資料が公開されましたので、ご参考いただきたくご案内申し上げますとともに、第239回分科会の資料「令和6年介護報酬改定における改定事項について」もご送付させていただきます。

なお、配布資料の75頁訪問リハビリテーション「2.(1)⑩診療未実施減算の経過措置の延長等」において、診療未実施減算について『事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予期間を3年間延長する。』『適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。』旨が記されております(「適切な研修の修了等」にが、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会の単位取得が含まれる)。詳細につきましては、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等が派出され次第、ご案内いただくこととなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

・厚生労働省ホームページ 社会保障審議会介護給付費分科会

【https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html】

● 令和6年度介護報酬改定に関する諮問・答申について

(令和6年1月24日 日医発第1889号(介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課:宮城、崎原
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089
shomu@okinawa.med.or.jp